

クロロカーボン衛生協会通信

第25号

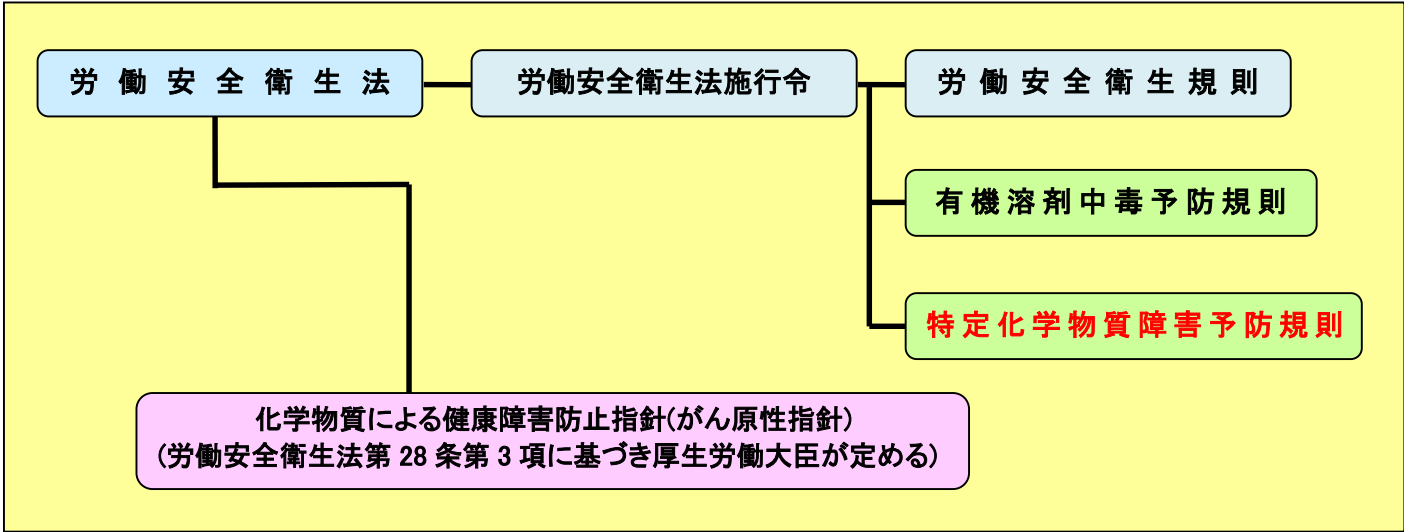
2015年3月

塩素系溶剤をお使いの皆様へ、
協会通信第25号を配信します。

今回のテーマは、“**クロロホルムほか9物質が、有機溶剤から特定化学物質へ移行**”した事による、**有機溶剤業務における作業場への表示・掲示**内容についてです。

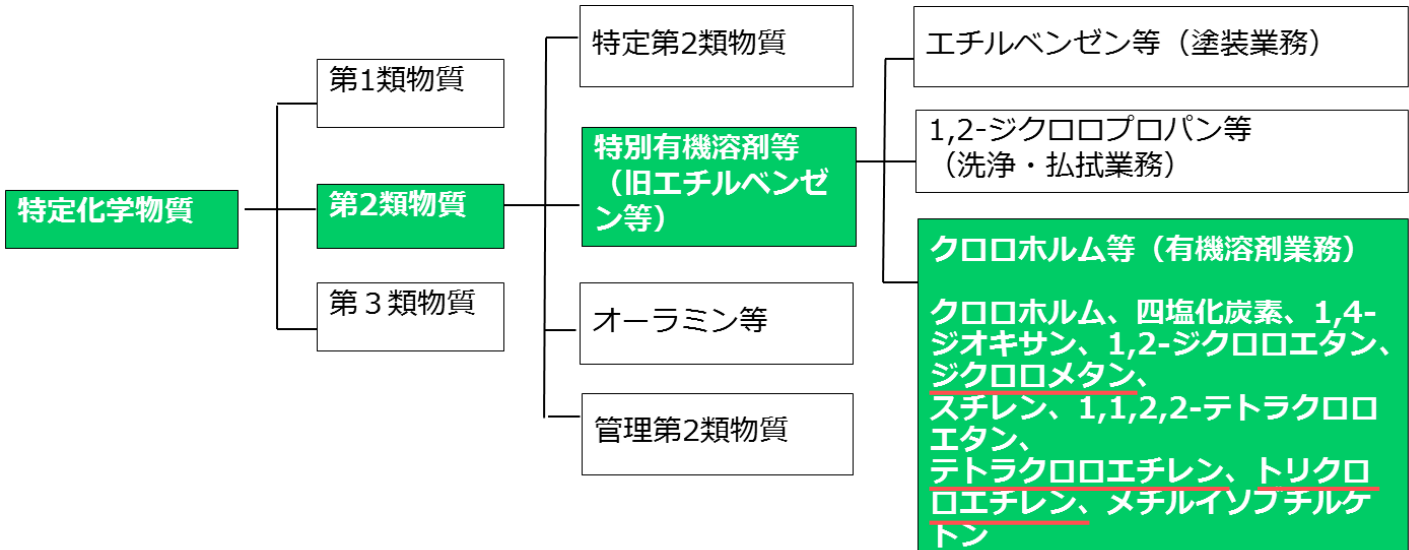
1. クロロホルムほか9物質とは

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンを指します。



これまで、有機溶剤中毒予防規則(以下有機則と称す)で定められていた54物質の内、平成26年11月の法律の改正により、前述の10物質が特定化学物質障害予防規則(以下特化則と称す)へ移行し、44物質になりました。

2. 特定化学物質障害予防規則の分類



3. 規制対象の範囲

対象となる業務は、「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」）

（有機溶剤業務及び屋内作業場等の範囲は、有機溶剤中毒予防規則と同じ）

また、含有量により規制内容が異なる点も理解する事が重要です。

	クロロホルムほか9物質の含有量	規制の概要
A	クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%を超えるもの（特別有機溶剤と有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の5%以下のものはA1、5%を超えるものはA2）	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用 ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機則の規定を準用
B	クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%以内で、かつ特別有機溶剤と有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの（有機溶剤のみで5%を超えるものは除く）	有機溶剤と同様の規制 ただし、1,2-ジクロロプロパンまたはエチルベンゼン（特化則適用業務に限る）の含有量が重量の1%を超えるものについては、クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%を超えるものAと同等に扱われる

4. 屋内作業場等への掲示と区分表示について

今回の特化則への移行は、従来の有機則規定を準用する箇所が多く、有機溶剤業務を行う屋内作業場等への掲示、区分表示は従来と同様の措置が求められます。

また、今回の改正により掲示内容が一部変更されました。

（詳細は、厚生労働省の特化則改正パンフレットを参照：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000059074.pdf>)

掲示（特化則第38条の3、特化則第38条の8（有機則第24条）） 区分表示（特化則第38条の8（有機則第25条））	A	B
クロロホルムほか9物質についての掲示 ◇ 名称 ◇ 人体に及ぼす影響 ◇ 取扱い上の注意事項 ◇ 使用すべき保護具	○	—
有機溶剤についての掲示 ◇ 人体に及ぼす影響 ◇ 取扱い上の注意 ◇ 中毒が発生した時の応急措置	○	○
有機溶剤等の区分表示（色分け等の方法）	○	○

以下の事項を作業中でも容易に分かるよう見やすい場所に掲示する。（次頁）

- (1) 作業主任者の選任、職務と氏名の表示（特化則第27条、第28条）
- (2) 有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示（特化則第38条の3、特化則第38条の8）
- (3) 有機溶剤等の区分の表示（特化則第38条の8）
- (4) クロロホルムほか9物質についての掲示（特化則第38条の3）

+ **特定化学物質
作業主任者の職務**

1. 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、フッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作 業 主 任 者

第一種有機溶剤等

第二種有機溶剤等

有機溶剤等使用の注意事項

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤を入れた容器で使用
中でないものには、必ずふた
をすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある
量以外の有機溶剤等を作業場
内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、
有機溶剤の蒸気の吸入をさけ
ること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚
にふれないようにすること。

三 有機溶剤による中毒が
発生したときの応急処置

- (1) 中毒にかかった者を直ちに通
風のよい場所に移し、速やか
に衛生管理者その他の衛生管
理を担当する者に連絡するこ
と。
- (2) 中毒にかかった者を横向きに
寝かせ、できるだけ気道を確
保した状態で身体の保温に努
めること。
- (3) 中毒にかかった者が意識を失
っている場合は、消防機関へ
の通報を行うこと。
- (4) 中毒にかかった者の呼吸が止
まった場合や正常でない場合
は、速やかに仰向きにして心
肺蘇生を行うこと。

ジクロロメタン CH ₂ Cl ₂			
応 急 措 置	保 護 具	取扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用
<p>○吸入した場合 呼吸困難が生じた場合は、速やかに新鮮な空気に移し、必要に応じて人工呼吸を行うこと。</p> <p>○皮膚に付着した場合 付着した部分を速やかに脱ぎ、汚染された衣服は取り除き、汚染された部分を流水で洗い流すこと。</p> <p>○目に入った場合 流水で十分に洗い流すこと。</p> <p>○誤食した場合 吐き出し、水を飲ませないこと。</p>	<p>○有機蒸気・液体を吸入防止するための呼吸保護具（空気清浄機付呼吸器）の使用。</p> <p>○皮膚保護具（耐有機溶剤手袋、防護服）の使用。</p> <p>○目保護具（防護メガネ）の使用。</p>	<p>○燃焼性（燃焼温度：約 100℃）</p> <p>○毒性（急性毒性：LD50 約 1.5g/kg、慢性毒性：肝臓障害、腎臓障害、神経障害、胎児毒性）</p> <p>○環境汚染性（水溶性：約 10%、揮発性：約 100g/L、燃焼性：約 100g/L）</p> <p>○その他（可燃性、引火点：約 100℃、沸点：約 40℃、凝固点：約 -100℃）</p>	<p>○中枢神経系（頭痛、めまい、けん怠感、意識障害）</p> <p>○肝臓障害</p> <p>○腎臓障害</p> <p>○神経障害</p> <p>○胎児毒性</p>

引用：ミドリ安全株式会社 資料(ジクロロメタンの例)

内容等について、ご意見お問い合わせ等がありましたら、下記協会までご連絡ください。

クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 8 階

電 話：(03) 3297-0321 FAX：(03) 3297-0316

URL：<http://www.jahcs.org/> E-mail：j.c.c.kyo@jahcs.org